

自衛隊をイラクから撤退させよ 憲法第九条の変更は許さない

自衛隊が派遣されているイラクのサマワでは、昨日(日本時間、本日未明)、武装勢力と治安維持活動が続ける英国軍との間で銃撃戦となり、英軍兵士が負傷しました。米軍とイラク軍が、北部のタルアファルに攻撃をかけたことが報道されました。外国人テロリストの存在を理由としています。九つのモスク、五つの学校、民家二四〇棟が破壊され、五歳の子どもを含む二一人が死亡したと伝えられています。一方、武装勢力による攻撃は、サマワ、バスラ、バグダッド、バクバ、ラティファヤなどイラク各地で激しくなっています。一〇、一一日の両日で、米英兵を含めて十八人が死亡しました。

一月にはテロ特措法(アフガニスタン戦争の後方支援・米英軍への給油)、十二月にはイラク特措法(自衛隊地上部隊がサマワに常駐する)が、期限切れを迎えます。

アフガニスタンでは、アメリカが治安の任務分担をNATO諸国に押しつけようとしたが、NATO諸国からはなげつけられています。イラクは、非戦闘地域とはいえない事態になっっています。さらに、サマワの治安維持のための駐留している英・豪軍は、自衛隊に対して撤退を打診したとも伝えられています。ノルウェーは、完全撤退を表明しました。自衛隊の戦争への参加、支援は即時に止めるべきです。両特措法の延長に強く反対します。

自民党、公明党の政府与党は、今回の衆議院選挙で大勝しました。「憲法改正についてはそろそろ改正すべきだ」というのがおおむね過半数だ(「報道ステーション」での安倍幹事長代理)としています。自民党は、選挙の争点は「郵政民営化」だとして、憲法改正については隠してきました。しかし、改憲の動きは、早まるものと思われれます。

自民党は、一月前に前文を含めて改正案を公表するとしています。八月に公表された、自民党「新憲法第一次案」は、第二章を「安全保障」第九条を「安全保障と平和主義」として、それぞれ現憲法の第二章「戦争の放棄」第九条「戦力の不保持と交戦権の否認」を一八〇度変えようとしています。さらに、自衛軍の保持を明文化しています。政府は、これまで「独立国には固有の権利として、個別的自衛権とともに集団的自衛権は持っている、九条があるために行使はできない」としてきました。

新憲法一次案には、集団的自衛権は、明記はされていません。しかし、アメリカと集団的自衛権を行使して、海外で戦争をすることを想定するものです。

国連首脳会議が開かれています。小泉首相は演説し、日本は六〇年間、国際社会の平和のために努力してきたとし、安全保障理事会の常任理事国入への希望を強調しました。しかし、この首脳会議は、国連創立六〇周年にあたり、開催したものです。最終的に「成果文書」を採択することが目的です。「成果文書」では、「国連憲章と国際法の目的と原則」をまもって、「世界中に公正で永続する平和を樹立する決意」を明確にして、「すべての国の主権平等」「武力による威嚇も武力行使も禁止」などが明記されています。

日本政府が言う国連改革(安保理の常任理事国を増やす)が主要なテーマではありません。しかも、憲法を改正するということは、まさに国連首脳会議の「成果文書」の目指す方向に逆行するものです。

私たちは、本日「埼玉県高校・障害児学校教職員九条の会」設立に向けての集会を開催します。憲法九条によって、戦後六〇年間、日本人は、戦争によって、人を殺すことも殺されることもありませんでした。国連を中心とする国際社会は、この日本の六〇年間のような国際社会を目指しています。憲法九条を変えることは、国際社会の願いや、人類の歴史からも絶対に許せないことです。このことを多数の国民の確信にする必要があります。私たち教職員は、憲法を守り発展させるために全力をあげる決意をあらたにします。

右、決議します。

二〇〇五年九月一七日

埼玉県高等学校教職員組合

第五回分会専門部代表者会議